

事 務 連 絡  
令 和 3 年 9 月 2 4 日

各機関の人事担当課長 殿

島根労働局職業安定部職業対策課長

令和3年度国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習の  
開催について（ご案内）

日頃から、障害者雇用の促進について格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）については、令和元年6月14日に公布された障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）により改正され、国及び地方公共団体の任命権者は、5人以上の障害者（法第79条第1項で定める障害者に限る。）である職員が勤務する事業所において、障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられています。

この障害者職業生活相談員については、法第79条第1項において「厚生労働大臣が行う講習を修了したもの」であることが資格要件の1つとして定められていることから、当該講習として、「令和3年度国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習」（以下「資格認定講習」という。）を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

つきましては、ご多忙中とは存じますが、該当職員の受講につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 <基礎編・実務編>  
【1回目】令和3年10月29日（金）9:00～17:15（受付8:30～）  
【2回目】令和3年11月2日（火）9:00～17:15（受付8:30～）  
<応用編（任意参加）：特別支援学校見学>  
【1回目】令和3年11月9日（火）10:00～12:00（受付9:30～）  
【2回目】令和3年11月18日（木）10:00～12:00（受付9:30～）
- 2 場 所 <基礎編・実務編>  
松江地方合同庁舎5階 共用第4会議室  
（松江市向島町134-10）  
<応用編（任意参加）>  
島根県立松江養護学校乃木校舎  
（松江市乃木福富町733-2）
- 3 定 員 各30名
- 4 申込方法 受講希望者を取りまとめのうえ、令和3年10月15日（金）までに、別添【様式

第3号】「国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習 受講申込書」により下記の申込書送付先あてメールまたは郵送にてお申込ください。(受講申込書は島根労働局ホームページよりダウンロードできます。)

## 5 その他(留意事項)

(1) 多数の申込があった場合は、各受講希望者の受講必要性を総合的に判断して、受講の可否を決定します。また、同じ事業内で複数の申込がなされた場合は、会場の定員や事業所内における優先度等を踏まえて人数調整させていただくことがありますので予めご了承ください。

※ 受講の可否につきましては、受講日の概ね7日前までに、「資格認定講習受講申込選考結果通知書」(以下、「選考結果通知書」という。)をメールいたしますが、万が一、選考結果通知書が届かない場合は、島根労働局職業安定部職業対策課(障害者雇用業務担当)へお問い合わせください。

(2) 資格認定講習の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染リスクに配慮し、感染等を防ぐための対策を十分に講じた上で実施いたしますのでご了承ください。

<お問合せ・申込書送付先>

島根労働局職業安定部職業対策課

障害者雇用業務担当

〒690-0841 島根県松江市向島町134-10

TEL : 0852-20-7021

FAX : 0852-20-7025

地方障害者雇用担当官 山本 章

就職支援コーディネーター 藤原 洋子

E-mail : [yamamoto-akiraaa@mhlw.go.jp](mailto:yamamoto-akiraaa@mhlw.go.jp)

[fujihara-youkoaa@mhlw.go.jp](mailto:fujihara-youkoaa@mhlw.go.jp)